

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

- 防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則 (危機対策課) 一
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (震災援護室) 三
- 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商工経営支援課) 四

### 告 示

- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 四
- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 五
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (畜産課) 五
- 平成二十七年ブルセラ病及び結核病の検査の実施 (畜産課) 五
- 平成二十七年ヨーネ病の検査の実施 (畜産課) 五
- 平成二十七年アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施 (畜産課) 六
- 平成二十七年伝達性海綿状脳症の検査の実施 (畜産課) 六
- 平成二十七年豚コレラの検査の実施 (畜産課) 七
- 平成二十七年オースキー病の検査の実施 (畜産課) 七
- 平成二十七年高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施 (畜産課) 七
- 平成二十七年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施 (畜産課) 八
- 平成二十七年度馬伝染性貧血の検査の実施 (畜産課) 八
- 平成二十七年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の検査の実施 (畜産課) 八
- 平成二十七年度腐蝕病の検査の実施 (畜産課) 九

ページ

### 公 告

- 建設業許可の取消し (事業管理課) 九
- 道路の区域変更 (五件) (道路課) 一〇
- 道路の供用開始 (同) 一一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 一一
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 一二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (三件) (都市計画課) 一二
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 一三
- 土地改良区役員の退任の届出 (大河原地方振興事務所) 一三
- 開発行為に関する工事の完了 (三件) (建築宅地課) 一三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件) (教育庁生涯学習課) 一四
- 選挙管理委員会 (政治団体の届出) 一四
- 政治団体の届出事項の異動届 (政治団体の解散届) 一四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十六年分) 一五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十七年分) 一六

## 規 則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第十号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表消防宮城県の項を削る。

別表第二号の表L A S C O M宮城県宮城スーパード可搬地球一の項を削り、同表L A S C O M宮城県宮城スーパード可搬地球V七七〇七九の項を次のように改める。

LASCOM宮城県宮城 スーパーボード可搬地球 V七九七(N)	地球局	危機対策課長	仙台市青葉区本町三一八一 宮城県庁内
---------------------------------------	-----	--------	-----------------------

別表第二号の表防災宮城二九、三〇、三二、三三、九〇一〜九〇三、九一一〜九二七、九九一〜九  
 九六の項中「九一一」の下に「九一四、九二〇」を加える。

別表第三号の表防災高崎山の項、防災室根山の項、防災大草山の項、防災小島の項及び防災田東山  
 の項を削り、同表防災長谷地の項中「原長谷一三七」を「字原長谷地一三七一三」に改める。

別表第四号の表LASCOM宮城県宮城スーパーボード可搬地球V七〇の項中

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七〇」

を「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七〇(N)」

に改め、同表LASCOM宮城

県宮城スーパーボード可搬地球V七一の項中

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七一」

を

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七一(N)」

に改め、同表防災宮城二〇二〜二二三、二九一〜二九六、三〇二〜

三〇八、三九一〜三九四の項中「三〇二」の下に「三〇五、三〇七」を加え、同表LASCOM

宮城県宮城スーパーボード可搬地球V九六の項中

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V九六」

を

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V九五(N)」

に改め、同表LASCOM宮城県宮城スーパード可搬地球V七

二の項中

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七二」

を

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七二(N)」

に改め、同表同四〇二

〜四一三、四九一〜四九四の項中「同四〇二」の下に「四一〇」を加え、同表LASCOM宮城

県宮城スーパーボード可搬地球V七三の項中

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七三」

を

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七三(N)」

に改め、同表水防栗駒の項及び水防宮城六八一、六八二、二八一〜

二八三の項を削り、同表LASCOM宮城県宮城スーパーボード可搬地球V七四の項中

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七四」

を「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七四(N)」

に改め、同表同六〇二〜六〇八、

六九一〜六九六の項中「六〇八」を「六〇七」に改め、同表LASCOM宮城県宮城スーパード

可搬地球V七五の項中

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七五」

を「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七五(N)」に改め、

同表防災宮城七〇一の項を削り、同表防災宮城七〇二〜七〇九、七九一〜七九六の項中「七〇九」を  
 「七〇四、七〇六」に改め、同表防災気仙沼合庁の項を削り、同表LASCOM宮城県宮城スーパード  
 ボード可搬地球V七六の項を次のように改める。

「LASCOM宮城県宮城  
 スーパーボード可搬地球  
 V七六(N)」

地球局 気仙沼地方振興事務所長

気仙沼市赤岩杉ノ沢四七一六  
 気仙沼合同庁舎内

〇二〜八〇八」を「防災宮城八〇五」に、

同

陸上移動局

に改め、同表防災

志津川の項及びLASCOM宮城県宮城スーパーボード可搬地球V九五の項を削り、同表宮城防災航

空隊の項中

固定局 基地局

を 基地局

に、「仙台市若林区荒浜字今切二九一二」を「岩

沼市下野郷字新拓一九〇」に改め、同表消防宮城県一四〜二〇、二二、三〇の項中

「消防宮城県一四〜二〇、  
 二二、三〇」

を「宮城防災支援一」に改め、同項の次に次のように

加える。

宮城防災携帯一〇五	陸上移動局	同	同
宮城防災移動一	同	同	同
宮城防災搬送一	同	同	同
防災ヘリ宮城一	携帯局	同	同
宮城防災移動九二〇九四	航空局	同	同

別表第四号の表防災宮城七〇〇七二五、三二一〇三三八の項、水防樽水の項及び水防宮城五六一、

二二二、二二二の項を削り、同表防災大倉の項中



同表水防宮城三三二、二二二の項を削り、同表防災七北田の項中

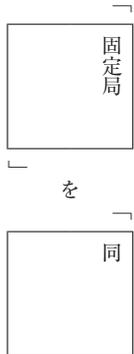


に改め、同表水防宮城二四一〇二四四の項を削り、同表防災南川の項中

に改め、同表水防宮城二五二〇二五四の項を削り、同表防

災宮床の項中「固定局」を「同」に改め、同表水防宮城二五五〇二五八の項を

削り、同表防災惣の関の項中



に改め、同表水防長谷地の項

中「原長谷一〇三七」を「字原長谷地一〇三七三」に改め、同表LASC O M宮城県宮城スーパード可搬地球V九八の項中「字上大沢川四五」を「上大沢川四五一二」に改め、同表水防宮城六六一、二七一〇二七三の項中「二七三」の下に「二七四〇二七六」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年宮城県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号一(一)及び(三)中「を収容する」を「に供与する」に改め、同号一(三)中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同号二(一)中「を収容する」を「に供与する」に、同号二(二)中「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、五三〇、〇〇〇円」に改め、同号二(四)中「を数人以上収容し」を「数人以上に供与し」に改め、「(以下「福祉仮設住宅」という。)」を削り、同号二(四)後段を削り、同号二(五)中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表第二号一(一)中「収容された者」を「避難している者」に改め、同号一(三)中「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表第三号三(一)の表中

一七、二〇〇円	二二、二〇〇円	三三、七〇〇円	三九、二〇〇円	四九、七〇〇円	七、三〇〇円
二八、五〇〇円	三六、九〇〇円	五二、四〇〇円	六〇、二〇〇円	七五、七〇〇円	一〇、四〇〇円

一七、八〇〇円	二二、九〇〇円	三三、七〇〇円	四〇、四〇〇円	五一、二〇〇円	七、五〇〇円
二九、四〇〇円	三八、一〇〇円	五三、一〇〇円	六二、一〇〇円	七八、一〇〇円	一〇、七〇〇円

に改め、同号3(二)中「うけた」を「受けた」に改め、同号3(二)の表中

五、六〇〇円	七、六〇〇円	一一、四〇〇円	一三、八〇〇円	一七、四〇〇円	二、四〇〇円
九、一〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、八〇〇円	一九、九〇〇円	二五、三〇〇円	三、三〇〇円

を

五、八〇〇円	七、八〇〇円	一一、七〇〇円	一四、二〇〇円	一八、〇〇〇円	二、五〇〇円
九、四〇〇円	一一、三〇〇円	一七、四〇〇円	二〇、六〇〇円	二六、一〇〇円	三、四〇〇円

に改め、同表第六号2中「五二〇、〇〇〇円」を「五四七、〇〇〇円」に改め、同表第九号3中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇〇円」に、「二六〇、八〇〇円」を「二六四、八〇〇円」に改め、同表第十一号4(一)中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同号4(二)中「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改める。

別表第二第一号1(一)中「一七、四〇〇円」を「二二、八〇〇円」に改め、同号1(二)中「薬剤師」の下に、「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士」を加え、「一一、九〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同号1(三)中「及び看護師」を「看護師及び准看護師」に、「一一、四〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同号1(四)中(イ)とし、同号1(四)中「一七、二〇〇円」を「一五、七〇〇円」に改め、同号1(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 救急救命士 一人一日当たり一五、九〇〇円以内



附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

〇宮城県規則第十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。別表第一の十四の項中「中小企業経営環境」を「中小企業者の経営環境」に改める。

別表第三の十五の項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同法第四十一条第一項」を「中心市街地活性化法第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、「であつて、知事が認めるもの」を削り、同表の十六の項中「同法第四十一条第一項」を「中心市街地活性化法第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

〇宮城県告示第二百三十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	エキサイティングマックス 4月号 020911-4	(株)ぶんか社
二	雑 誌	ラジオライフ 4月号 091551-04	(株)三才ブックス
三	雑 誌	裏マニアックス 極太裏事典 64244-83	(株)三才ブックス
四	雑 誌	ビックリ裏グッズBEST400 63804-12	(株)コスミック出版
五	雑 誌	実録悪い人 53454-02	(株)コアマガジン
六	雑 誌	iP 4月号	(株)晋遊舎

七 雑 誌	01481104 実話ナックルズ増刊ミリオンムック20レベル 9VOL.12 68514120	ミリオン出版(株)
八 雑 誌	ググッてはいけない禁断の言葉2015 ISBN9781418653710221	(株)鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が一の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、二から七の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、八の図書類にあつては甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
悠泉訪問看護事業所	塩竈市新浜町二―一―三	平成二十六年十二月三日
アイン薬局吉岡店	黒川郡大和町吉岡南第二土地区画事業地区内九十二街区一―二画地	平成二十六年四月一日
アイン薬局岩沼店	岩沼市中央一―三―十	平成二十五年十一月一日
おおがわら皮膚科クリニック	柴田郡大河原町字住吉町九―七	平成二十七年二月一日
公立南三陸診療所	本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六―二	平成二十四年四月一日
鹿島台中央薬局	大崎市鹿島台平渡字巳待田四百二十四―十一	平成二十四年六月一日
クローバー調剤薬局	多賀城市笠神四―六―十七	平成二十四年十月一日

○宮城県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人社団健育会 ひまわり訪問看護ステーション	石巻市開成一―三十五石巻ルネッサンス館内	平成二十七年二月七日	
変更後		石巻市大街道西三―一―二十八	

○宮城県告示第二百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病の発生予防
- 二 実施する区域  
県内一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、蔵王町、名取市、松島町、富谷町、涌谷町、栗原市（旧築館町及び旧金成町の区域）、登米市（旧中田町の区域）又は石巻市（旧石巻市及び旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
  - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - 3 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）
  - 4 共同牧野等に放牧する牛

5 その他知事が必要と認める牛  
 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ－ネ病の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、蔵王町、名取市、松島町、富谷町、涌谷町、栗原市（旧築館町及び旧金成町の区域）、登米市（旧中田町の区域）又は石巻市（旧石巻市及び旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、角田市、大郷町、大崎市（旧鹿島台町の区域）、涌谷町、栗原市（旧高清水町、旧一迫町及び旧志波姫町の区域）、登米市（旧登米町及び旧米山町の区域）、南三陸町又は石巻市（旧桃生町及び旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家

畜保健衛生所長が指定する日  
 五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生子察

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚コレラの発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 肥育の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十五年六月二十六日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オーエスキー病の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

六週齢以上の家さん（飼養羽数が百羽以上（だちようは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家

畜保健衛生所長が指定する日  
五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十三年十月一日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

家さんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）に基づいて競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬
- 6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

- 1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜
- 2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十年六月二日付け二十消安第八百八十号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家セ第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十七年三月十三日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第二百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十七年二月二十日

二 商号又は名称等

株式会社社長谷部 技建21 長谷部 忍	株式会社クロケ ン 黒沢 亀久男	宮城工建株式会 社 高橋 邦子	有限会社阿部建 設工業 阿部 恵美子	有限会社山西商 会 西條 泉	株式会社コムロ 小室 孝悦	巨理郡巨理町逢隈田沢 字神明百七十二	石巻市鑄銭場六一七	大崎市古川保柳字氏子 二百二十一	仙台市若林区遠見塚三 丁目三一七	仙台市若林区六丁目柳 堀十六	石井建硝株式会 社 石井 陽介	三和工業株式会 社 小野寺 昌之	大崎市古川北稲葉一丁 目二一六十二	主たる営業所の所在地	商号又は名称及 び代表者の氏名	
一般一十二三 第二万九千百 二十号	一般一二十三 第一万九千四 十八号	一般一二十四 第六千一 百六十一号	一般一二十三 第一万六千三 百四十八号	一般一二十一 第七千九百四 十四号	一般一二十五 七万五千 七十九号	一般一二十一 第七千九百四 十四号	一般一二十四 第六千四百五 十一号	一般一二十三 第三千二百六 十五号	一般一二十四 第二千五百八 十八号	一般一二十三 第六百九十 六号	一般一二十四 第二千五百八 十八号	一般一二十三 第六百九十 六号	許可番 設業 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	受付年月日	
全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業	全部建設業 ガラス工事業 建具工事業	一部建設業 一般建設業 ほ装工事業	一部建設業 一般建設業 大工工事業	一部建設業 一般建設業 内装仕上工事業	一部建設業 一般建設業 大工工事業	一部建設業 一般建設業 大工工事業	全部建設業 一般建設業 大工工事業	全部建設業 一般建設業 大工工事業	一部建設業 一般建設業 とび土工事業	一部建設業 消防施設工事業	一部建設業 一般建設業	一部建設業 一般建設業	一部建設業 一般建設業	全部建設業 一般建設業 大工工事業	全部建設業 一般建設業 大工工事業	平成二十七年 一月二十九日

株式会社遠藤店 遠藤 若子	加美郡色麻町一の関字 原屋敷一	般一二十四 第一万九千五 百三十二号	水道施設工事業 一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十七年 一月二十六日
------------------	--------------------	--------------------------	-----------------------------------	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月十三日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 路 線 名 川前白石線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町耕野字登花東一五番一地先から	同郡同町耕野字登花東二六番一地先まで	前	後	四・二 五・九	八五・六
				五・六 一四・八	八五・六

○宮城県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月十三日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 路 線 名 蔵王川崎線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
刈田郡蔵王町大字円田字土浮山二番二一六地先から	同郡同町大字円田字土浮山五六番一地先まで	前	後	一〇・四 二一・七	一八六・五
				一一・二 二二・三	一八六・五

○宮城県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月十三日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 路 線 名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市築館字萩沢整理一一九番一地先から	同市若柳字川南新田西二二一番一地先まで	前	後	一三・五 二一七・〇	九、五二二・〇
				一三・五 一九二・九	九、五二二・〇

○宮城県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月十三日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 路 線 名 馬場只越線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
気仙沼市唐桑町只越二二一番一地先から 同市唐桑町只越六番四地先まで				前 A	後 B	一四・三 五六・三	五・〇 四四・六	七八三・〇	八六〇・〇	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
C	後 B	A	前 A	五・〇 八五・六	四四・六	七八三・〇	八六〇・〇	九〇三・〇		

○宮城県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 河南米山線
- 三 道路の区域

変更の区間			変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
石巻市桃生町中津山字江下五三番二地先から 同市桃生町中津山字町四〇番六地先まで			前	後	七・二 二〇・〇	七・二 一五・七	二四〇・〇	二四〇・〇

○宮城県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南米山線	石巻市桃生町中津山字江下五三番二地先から 同市桃生町中津山字町四〇番六地先まで	平成二十七年 三月二十日

○宮城県告示第二百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
池ノ入山沢	土石流	白石市斎川字池ノ入山	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県大河原土木 事務所
竹原沢3	土石流	白石市斎川字竹原		
竹原沢2	土石流	白石市斎川字竹原		
竹原沢1	土石流	白石市斎川字竹原		
落合沢2	土石流	白石市大鷹沢三沢字落合		
落合沢1	土石流	白石市大鷹沢三沢字落合		
大館沢12	土石流	白石市大鷹沢大町字大館		
大館沢11	土石流	白石市大鷹沢大町字大館		
新屋敷沢	土石流	白石市大鷹沢大町字新屋敷		
稗田沢	土石流	白石市白川津田字稗田		

寺下	急傾斜地の崩壊	白石市白川津田字寺下
酒生内沢	土石流	白石市福岡深谷字酒生内
勝負沢	土石流	白石市福岡深谷字勝負沢
辰ノ口沢2	土石流	白石市福岡深谷字辰ノ口
辰ノ口沢1	土石流	白石市福岡深谷字辰ノ口
大栗木沢2	土石流	白石市福岡深谷字大栗木
大栗木沢1	土石流	白石市福岡深谷字大栗木
八森沢2	土石流	白石市福岡深谷字八森
八森沢1	土石流	白石市福岡深谷字八森
下屋敷沢	土石流	白石市福岡八宮字下屋敷
鎌先温泉沢 1 2	土石流	白石市福岡蔵本字鎌先一番
鎌先温泉沢 1 1	土石流	白石市福岡蔵本字鎌先一番
横町沢	土石流	白石市福岡蔵本字横町
供養下沢	土石流	白石市小原字供養下
猿鼻沢2	土石流	白石市小原字猿鼻

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
鎌先	地すべり	白石市福岡蔵本鎌先	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大原土木事務所
箕輪田	地すべり	白石市福岡蔵本箕輪田	
渡瀬	地すべり	白石市小原上台	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百五十八号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
  - 2 名称 ときわ台団地地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百五十九号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
  - 種類 仙塩広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百六十号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 平林地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

村田町小谷地土地区画整理組合

二 事務所所在地

柴田郡村田町大字村田字迫六番地

三 設立認可の年月日

平成十三年十二月六日

四 変更認可の年月日

平成二十七年三月六日

○宮城県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年三月十三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年二月二十六日	大 槻 静 壽	柴田郡村田町大字沼辺字下大枝七十二番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

岩沼市字荒井六番五、六番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区一番町二丁目三番一号 東北ミサワホーム株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字館前二百一十一番一、二百一十二番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字館前十五番地 遠藤 貴弘

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

巨理郡巨理町荒浜字築港通り六番三十四、十三番一の一部、十三番三、十三番四、十三番五、十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 三番八、十三番九 亘理町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十七年三月十三日

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県美術館清掃業務 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年三月二日
- 四 落札者の名称及び所在地 陽光ビルサービズ株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号
- 五 落札金額 三千六百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年一月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十七年三月十三日

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年三月二日
- 四 落札者の名称及び所在地 ブイファッション仙台株式会社 仙台市宮城野区原町五丁目八番四十号
- 五 落札金額 三千四百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年一月九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十八号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出があった。

平成二十七年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

(一) 政党の支部

(1) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党宮城第五選挙区支部	勝沼 栄明	有田 真人	石巻市大街二丁目一	衆議院議員	平成二十七年二月五日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いとうなおき後援会	伊藤 直樹	黒政 健	仙台市宮城野区福室三丁目三二	平成二十七年二月二十日
菊地忍後援会	菊地 忍	菊地 忍	岩沼市三色吉字亀九六一三	平成二十七年二月三日
きむら清一後援会	及川 胤雄	近藤 孝雄	東松島市矢本字鳥子三〇番地	平成二十七年一月二十三日
佐藤剛太後援会	佐藤 俊一	菅井 一郎	岩沼市志賀字大石五番地	平成二十七年二月二十三日
三陸復興まちづくり会議	山崎 哲	山崎 裕子	気仙沼市赤岩館森五一一	平成二十七年二月六日

○宮選管告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	会計責任者の氏名 高橋 卓誠	平成二十七年二月十二日

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	会計責任者の氏名 高橋 卓誠	平成二十七年二月十二日

自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部  
 自由民主党宮城県第五選挙区支部  
 民主党宮城県第三区総支部

会計責任者 寺岡 勝治  
 の氏名  
 橋本 博  
 平成二十七年 二月十日

会計責任者 遠藤 利信  
 の氏名  
 有田 真人  
 平成二十七年 二月五日

会計責任者 吉村 公尋  
 の氏名  
 鎌田総太郎  
 平成二十七年 二月九日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

異動事項

新 旧

届出年月日

未来の町を創る会

会計責任者 田中 剛  
の氏名

佐藤 貴廣

平成二十七年 二月二十四日

阿部欽一郎後援会

主たる事務所の所在地 石巻市大街道西一丁目一四の六九

石巻市大街道西一丁目一三

平成二十七年 二月十七日

大久保三代連合後援会

会計責任者 浅野 学  
の氏名

矢倉 尚典

平成二十七年 二月五日

菊地健次郎後援会

代表者 藤井昭次郎  
の氏名

二階堂昭昌

平成二十七年 二月二十五日

熊谷伸一後援会

会計責任者 三浦 昭衛  
の氏名

宮井次次郎

平成二十七年 二月十二日

くまがい大後援会

会計責任者 寺岡 勝治  
の氏名

橋本 博

平成二十七年 二月十日

幸福実現党仙台南後援会

主たる事務所の所在地 仙台市太白区向山二丁目一四八

仙台市太白区南大野田二一四

平成二十七年 二月五日

佐久間光洋を育てる会

会計責任者 村上 仁  
の氏名

関 六郎

平成二十七年 二月二十六日

桜井功紀後援会

会計責任者 桜井 功紀  
の氏名

桜井 秀樹

平成二十七年 二月二日

佐々木ささう後援会

会計責任者 高橋 稚幸  
の氏名

川田 章

平成二十七年 一月三十日

佐藤のりお後援会

会計責任者 熊谷 正臣  
の氏名

濁沼 栄一

平成二十七年 二月二日

塩釜医師連盟

代表者 鳥越 紘二  
の氏名

横山 義正

平成二十七年 二月二十四日

菅原茂後援会

会計責任者 島田 英樹  
の氏名

昆野 龍紀

平成二十七年 二月二十三日

政経研究会「藏」

会計責任者 高橋 稚幸  
の氏名

川田 章

平成二十七年 一月三十日

宮城県獣医師政治連盟 代表者 谷津 壽郎 大江 義之 平成二十七年 二月二十五日

○宮選管告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
平成二十七年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

いわぬま未来都市実現委員会

田村 弘穂

平成二十六年十二月三十一日

栗原二一会

上田 徹

平成二十七年二月一日

佐藤いさむ一迫後援会

白鳥 豊

平成二十七年二月一日

佐藤いさむ栗駒後援会

菅原 正昭

平成二十七年二月一日

佐藤いさむ築館後援会

阿部 時雄

平成二十七年二月一日

佐藤いさむ若柳後援会

鈴木 喬義

平成二十七年二月一日

佐山よしたか後援会

菅原 幹雄

平成二十七年二月一日

辻隆一後援会

佐山 富崇

平成二十六年十二月三十一日

長倉利一後援会

辻 隆一

平成二十六年四月三十日

○宮選管告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十七年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

いわぬま未来都市実現委員会

報告年月日 27. 2. 24 (26. 12. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0
栗原二一会	
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)	
1 収入総額	3,992
前年繰越額	3,992
2 支出総額	0
佐藤いさむ一迫後援会	
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)	
1 収入総額	4,985
前年繰越額	4,985
2 支出総額	0
佐藤いさむ金成後援会	
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
佐藤いさむ栗駒後援会	
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)	
1 収入総額	32,860
前年繰越額	32,860
2 支出総額	0
佐藤いさむ築館後援会	
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)	
1 収入総額	854
前年繰越額	854
2 支出総額	0
佐藤いさむ若柳後援会	
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)	
1 収入総額	6,643
前年繰越額	6,643
2 支出総額	0

佐山よしたか後援会	
報告年月日 27. 2. 18 (26. 12. 31 解散)	
1 収入総額	1,440
前年繰越額	1,440
2 支出総額	0
辻隆一後援会	
報告年月日 27. 2. 20 (26. 4. 30 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
長倉利一後援会	
報告年月日 27. 2. 10 (27. 2. 10 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
○宮城県中山区三十二丁目	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	
平成二十七年三月十三日	
宮城県選挙管理委員会	
委員長 藤 地 光 輝	
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）	
（その他の政治団体）	
栗原二一会	
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)	
1 収入総額	3,992
前年繰越額	3,992
2 支出総額	3,992
3 支出の内訳	
政治活動費	3,992
寄附・交付金	3,992
佐藤いさむ一迫後援会	

報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)			
1 収入総額	4,985		
前年繰越額	4,985		
2 支出総額	4,985		
3 支出の内訳			
政治活動費	4,985		
寄附・交付金	4,985		
佐藤いさむ金成後援会			
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
佐藤いさむ栗駒後援会			
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)			
1 収入総額	32,860		
前年繰越額	32,860		
2 支出総額	32,860		
3 支出の内訳			
政治活動費	32,860		
寄附・交付金	32,860		
佐藤いさむ築館後援会			
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)			
1 収入総額	854		
前年繰越額	854		
2 支出総額	854		
3 支出の内訳			
政治活動費	854		
寄附・交付金	854		
佐藤いさむ若柳後援会			
報告年月日 27. 2. 18 (27. 2. 1 解散)			
1 収入総額	6,643		
前年繰越額	6,643		
2 支出総額		6,643	
3 支出の内訳			
政治活動費		6,643	
寄附・交付金		6,643	
長倉利一後援会			
報告年月日 27. 2. 10 (27. 2. 10 解散)			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		